定　　款

小松マテーレ株式会社

小松マテーレ株式会社定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、小松マテーレ株式会社と称し、英文では　ＫＯＭＡＴＳＵ　ＭＡＴＥＲＥ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．各種繊物、編物、繊維品の精練、染色、捺染、縫製およびその他の加工。
２．人工皮革の製造および加工。
３．各種繊物、編物、人工皮革、衣料用・室内装飾用等繊維製品の販売。
４．環境関連商品の加工および販売。
５．医療・生活関連資材の加工および販売。
６．生活インフラ整備。
７．炭素繊維複合材料の加工および販売。
８．住宅建設工事の設計、施工、管理および不動産の販売ならびに賃貸業務。
９．染色加工機械の設計、製造および販売。
10．染料、薬品の製造および販売。
11．倉庫業、陸上運送事業、貨物荷捌業、配送センターの管理運営業務。
12．企業の経営管理、研究、開発および販売活動に関する人材育成のための教育および育成。
13．前各号に関する技術および情報の販売。
14．損害保険の代理業。
15．自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。
16．生命保険募集業。
17．ガソリン、重油、軽油、灯油、燃料用ガス等の販売。
18．清涼飲料水の製造および販売。
19．前各号の事業に直接または間接に必要な事業に対する投資。
20．前各号に付帯関連する一切の事業。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を石川県能美市におく。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く。

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１億株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式の権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第10条　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

（株式取扱規則）

第12条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集の時期）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者および議長）

第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対してそれらを提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。

（議事録）

第19条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（定員）

第20条　当会社の取締役は12名以内とする。

（選任）

第21条　取締役は株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2　取締役会は、その決議をもって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長２名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

（報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相談役）

第30条　取締役会の決議により相談役を置くことができる。相談役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

第５章　監査役および監査役会

（定員）

第31条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任）

第32条　監査役は株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

（報酬等）

第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第40条　会計監査人の選任は株主総会において行う。

（任期）

第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第43条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

２　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上

1943年 4月26日　作成
1943年10月 8日　制定
1944年 9月24日　変更
1945年 1月19日　〃
1948年 9月 4日　〃
1948年12月11日　〃
1951年11月 8日　〃
1959年11月28日　〃
1961年 5月28日　〃
1962年 5月26日　〃
1963年 5月28日　〃
1963年10月 1日　〃
1964年 5月28日　〃
1968年 5月28日　〃
1969年11月28日　〃
1970年11月28日　〃
1975年 5月30日　〃

1977年 6月28日　変更
1978年 6月28日　〃
1982年 6月29日　〃
1983年12月22日　〃
1991年 6月27日　〃
1992年 6月26日　〃
1994年 6月29日　〃
1998年 6月26日　〃
2002年 6月27日　〃
2003年 6月27日　〃
2004年 6月29日　〃
2005年 6月29日　〃
2006年 6月29日　〃
2008年 6月27日　〃
2009年 6月26日　〃
2014年 5月 9日　〃
2014年 7月 1日　〃
2018年10月 1日　〃
2020年 6月26日　〃